

## 論文の内容の要旨

論文題目：大都市近郊における耕地整理と地域社会

—東京・玉川全円耕地整理の研究—

氏名 高嶋修一  
高

東京都荏原郡玉川村は、1932年に東京市に編入されて世田谷区の一部となった地域である。近世以来商品作物栽培を手がけてきた近郊農村であったが、大正期に入ると都市化の影響を受けるようになり、東京市に近接した村域東部の人々を中心に農業の限界や宅地開発の有望性が自覚されていった。とりわけ、田園都市株式会社による田園調布住宅地の開発が村の内部に及んだことは、土地所有者にとって大きな刺激となったのである。

玉川全円耕地整理事業は、こうした状況の中で土地所有者自らが開発利益を獲得すべく構想された。組合の設立認可申請は1924年に行われ、翌年に認可が下り事業は着手された。施行範囲は村域のほぼ全体、1000ha以上におよぶ当時としては隔絶した規模の土地整理であった。工事は第二次世界大戦終了の直前まで行われ、戦後は登記事務などが行われて1955年にすべての事業が完了した。本論文は、この事業が当時の経済社会においていかなる意義を有したものであったのかを、事業の遂行過程を分析することで明らかにするものである。

土地整理は土地の開発利益獲得を目指して行われるものであるが、その際に組合員は自己の所有地を一定の割合で供出する必要がある。しかかも多くの場合は複数者によって共同で行われるのであるから、これは共同体的規制とは異なる意味での土地所有権の制限にはかならない。こうしたことへの同意はいかにして可能であったのだろうか。

結論的には、こうした同意の取りつけは、明治社会の枠組みにおいては不可能であった。地域社会における伝統的秩序が農業生産を前提として編成されたものであったのに対し、宅地化を前提とした耕地整理は地域社会がこれまで立脚してきた生産的基盤を自ら掘り崩すものであったから、耕地整理はその遂行過程で自己矛盾に陥らざるを得なかった。

農業生産を基盤として成立した伝統的社會秩序=行政村体制の要点は、地理的・空間的領域によって構成員の利害を集約し、その福利を行政村およびその下部構造たる大字が丸抱えするという社会編成原理と、土地を一義的な生産手段として用いることに由来する「使用価値」的な価値原理であった。

だが、宅地化に伴う土地利用条件の変化によって、大字などの伝統的領域によって利害

を集約することは困難となった。このときに問われていたのは、いかなる領域によれば利害の集約が可能になるのかではなく、領域以外のいかなる方法によれば利害の集約が可能になるのかという、社会の分節化のあり方＝社会編成原理そのものだった。問題は耕地整理事業の実施過程でも生じていた。初期の耕地整理は、耕地整理の原資をディベロッパーなどの外部に仰ぐことなく、まず最初に資金を借り入れて工事を行い、その後組合員に対する過剰換地と外部への組合地売却とによって得た資金で借入金を償還するという方法で試みられた。だが、これはまもなく組合地売却の不振という問題に直面した。借入金の利払い負担は膨張して組合経営は極度に圧迫されたのである。

こうした問題を解決し耕地整理を遂行するためには、耕地整理組合自身が本来依拠した伝統的地域社会秩序から遊離し、村の一分枝としての性格を捨て去るほかはなかった。組合の範囲は伝統的な空間領域によるのではなく、耕地整理によって変化した新たな土地利用条件に合わせて改変されるようになった。組合運営の方法も変化していった。事業進捗上の諸問題は発生の都度役員に依存して事後的に対処する方法から、事業内容をあらかじめ先決化・客觀化しておくことで事前に問題の発生そのものを回避する方向へと移行した。それは、組合地の売却方法や事業資金の調達、道路設計のありかたなどの変化として現れた。最終的には、事業着手に当たっては詳細な都市計画道路の計画を予め組み込んだ「設計概要」が作成され、資金調達に関しても組合地の予約売却を行って事後的な高利の借り入れを回避した。

この過程を通じて、土地を大幅に減歩しても整理後の地価上昇を利益と見なす考え方が地域に浸透していった。こうした利益はもとより仮構された「交換価値」的原理にもとづくものであったが、地域社会はそれを受容した。それと並行して工区役員が当初持っていた地域社会における伝統的な役割は次第に後退し、代わって耕地整理の実務に関する専門知識を有する請負技師が事業遂行上の重要性を増した。こうした専門家を実質的な頂点とした工区運営のあり方は、ある意味で専門官僚化の進行であった。そして、そのことは、耕地整理組合が、村域内の構成員の福利を丸抱えに保障する村行政の一分枝から、単一の事項を専門的に遂行する機能団体へとその性格を変じたことを意味した。

当初玉川村の一分枝であった耕地整理組合が耕地整理事業だけを目的合理的に遂行する機能団体に変容したことは、その反作用として伝統的な行政村秩序と訛り別し、村の一分枝としてではなく自ら直接に国家と結合することにつながった。耕地整理組合の機能団体化はこれまで人々の生存を丸抱えで保障してきた行政村秩序の解体そのものの一環であった。

それは行政村という木の一つの枝の事例であったが、おそらくこの時期の玉川村は他の枝をも分離させ、最終的に機能団体の束に分裂していったものと考えられる。つまり、本稿で示したのは、社会がある意味では閉鎖的な地理的領域を構成単位とする明治国家的な体制から、国家を最終的な凝集点とする機能別の階級の多元的・重層的な体系（とその担い手である機能団体）を構成単位とする現代的な体制へと変容していく過程の部分的な表出であったと考えられる。それは地域社会の持つ固有性の消滅＝社会の均質化・平準化・機構化、すなわち戦前・戦後（のある時期まで）を通じた当該時期における国民統合の基底をなした社会編成原理の転換の一局面であった